

4月11日(木)医療措置協定に係る説明会Q & A

項番	分野	質問	回答
1	その他	意向調査のQRコードを読み込んでみたが、質問が出てきませんでした。	お手数をおかけしております。以下に掲載しております【説明資料】医療措置協定の資料p34にコードがございますのでご確認お願い致します。 <a href="https://hyogo.med.or.jp/infection/infection-doctor/emerging/">https://hyogo.med.or.jp/infection/infection-doctor/emerging/</a>
2	意向調査	回答内容の記憶がないのですが確認することは可能でしょうか？	回答後に兵庫県から確認メールが送信されておりますので、そちらのご確認お願い致します。メールが見当たらない場合は、兵庫県疾病対策課までお問い合わせください。 TEL：078-362-3264 メール：shinkou-kansen@pref.hyogo.lg.jp
3	意向調査	QRが読めないでその他の意向調査の修正方法を教えてください。つまり、スマホではなくパソコンで修正がしたいです。	最初からの入力になりますが、再度意向調査フォームより回答してください。前回の回答に上書きされます。前回の入力内容の確認についてはQ2を参考にしてください。
4	全般	医療協定を締結した場合に初めて2種医療機関と認定されるのでしょうか。現在、県から2種と認定されている状態ですが、届直しは必要ですか。	ご指摘の通りです。兵庫県医師会と兵庫県の集合契約に参加する場合は、意向調査への回答の上で委任状の提出後、兵庫県より指定されることで第二種協定指定医療機関となります。
5	診療報酬	医療措置協定を結ぶ前提として、外来感染症向上加算を申請していることが前提ですか	外来感染対策向上加算の申請は、医療措置協定に参加することの前提にはなっていません。令和6年度診療報酬改定により、外来感染対策向上加算の施設基準に医療措置協定を結ぶ医療機関であることが追加されています。施設基準等の詳細は近畿厚生局にお問い合わせください。
6	その他	本日は診療所向けの説明会でしたが、病院向けにされる予定はありますか？	現在その予定はありません。病院は兵庫県との直接契約となりますので、詳細は兵庫県疾病対策課までお問い合わせください。 TEL：078-362-3264 メール：shinkou-kansen@pref.hyogo.lg.jp
7	意向調査	調査項目で、例えば対応可能な発熱外来患者数の項目があるが、①どのように公開されるのか、②回答した患者数に対応出来ない場合はペナルティはあるのか(≒強制力はあるのか)。	①平時の公表(兵庫県HP)については、「発熱外来の実施」「自宅療養者への医療提供」等の提供項目は公表を予定されていますが、具体的な数字の公表は予定されていません。 ②入力した患者数を見れる体制の構築をお願いするものです。実際にその数の患者がくるかどうかは感染状況によるものであり、ペナルティはありません。例えば、お一人の先生で1日100人を診察することは難しいと考えられます。1日当たりで診察可能な患者数の入力をお願いします。 時間的分離をする場合は、時間的分離をされた上での対応可能な患者数の入力をお願いします。
8	意向調査	調査項目で、自宅療養者等への医療提供について、電話・オンライン診療とあるが、電話のみでも構わないのか。電話+オンライン診療のセットである必要があるのか。	電話またはオンラインとなります。
9	意向調査	調査項目で、検査可能数は、「医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うもの」についてのみ回答となっているが、外部に検査を依頼するのは含むのか。また、医療機関内で検査ができない場合は0入力でもいいのか。	医療機関内での検体採取、検査の実施を指し、外部の検査機関へ委託する数は含めません。医療機関内で検査できない場合は0入力で構いません。なお、検査可能数を0入力した場合であっても、発熱外来患者欄は受入れ可能であればその数を入力してください。
10	委任状	①医療機関から郡市区医師会への提出は、メールかFAXでもいいか。 ②PC入力、自署の指定はあるか。	①集め方はメールやFAXなどお任せします。ただし県医師会へ提出する場合はPDFデータでお願いします。 ②PC入力、自署、ゴム印使用が可能です。
11	委任状	4/26に意向調査をしめ、5/1に医療機関リストを郡市に送付するが、リストにない医療機関から委任状の提出があったら協定を締結すると思っていいいのか。(全医療機関に委任状の送付を考えている。)	あくまでもリストにある医療機関のみを締結とします。本会は、リストにある医療機関の委任状を送付してください。リストにない医療機関の委任状の取扱いについては、郡市区医師会にお任せします。